

平成25年第3回臨時会

小清水町議会会議録

平成25年第3回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年5月29日（金曜日） 午前9時27分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)
- 第 3 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
- 第 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成24年度小清水町一般会計補正予算（第7号））
- 第 5 議案第39号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第40号 小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第41号 平成25年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第42号 用水管理施設更新工事にかかる契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林	直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚	茂	君
小清水町代表監査委員	中島	正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田	明	君
総務課長	加藤	友幸	君
企画財政課長	鈴木	祐之	君
町民生活課長	横山	仁	君
保健福祉課長	久保	弘志	君
産業課長	権藤	結	君
建設課長	服部	隆文	君
教育長	渡邊	等	君
管理課長	金原	武浩	君
社会教育課長	瀧口	顕	君
監査委員事務局長	中野	也寸志	君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野	也寸志	君
書記	窪田	浩子	君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成25年第3回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時27分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は

5番 八木勝正 議員                      6番 槻間善高 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

遠藤満夫議会運営委員長。

9番。

○議会運営委員長（遠藤満夫君）ただ今、議会運営委員会を開催いたしまして、日程を本日1日と決定したところです。

以上、報告いたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表と一般会計補正予算第1号主要施策調べを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

林町長。

○町長（林直樹君）臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成25年小清水町議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、時節柄何かとご多用の中、全員のご応召を賜りまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

はじめに、去る5月26日、元町議会議長、故麻植秀雄氏のご逝去されました。麻植氏は、昭和50年5月の町議会議員初当選以来、副議長、議長などの要職を歴任されるなど、平成7年4月ま

での5期20年間にわたり小清水町政の発展に多大なご貢献をいただきました。長年の議会活動と地方自治発展のためのご尽力、ご功績に対しまして衷心より敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、新年度に入りまして、議員各位におかれましては委員会等を開催され、所管事項等について熱心なお取り組みをいただいております。調査・研究された政策課題等につきましては、今後の町政運営上の貴重な情報として、様々な機会を通じ、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

次に、本日の臨時会にご提案申し上げます案件でございますが、損害賠償にかかる専決処分の報告、平成24年度一般会計補正予算にかかる専決処分の承認各1件、条例改正は小清水町国民健康保険条例の一部改正など2件、平成25年度一般会計補正予算1件及び平成24年度国の経済対策補正予算を活用した農業用水管理施設更新工事にかかる契約の締結1件、合わせて6件でございます。

それぞれ担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りまして、原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼を兼ねましての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、報告第2号、専決処分した事件の承認について報告を受けます。報告を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただ今上程されました報告第2号、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては、小清水町字泉19番地の小清水墓地において、西側防風林として植栽の立木1本が倒木し、同墓地区画の西通北5丁目39番地及び西通北6丁目40番地区画内に設置されていた相手方墓前の灯籠2基及び外柵に損害を与えたものであります。

小清水墓地の西側防風林において、枝に積もった雪の重みや強風等が原因であり、加入保険である全国町村総合賠償保険の査定によりまして、損害賠償の相手方、小清水町字水上329番地の4、藤原博司氏との間で損害賠償額28万3千500円で示談が成立し、損害賠償することについて地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）なお、本件は地方自治法第180条第2項の規程に基づく報告です。

#### ◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について（兵士絵24年度小清水町一般会計補正予算第7号）を議題といたします。

報告を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成24年度小清水町一般会計補正予算第7号をご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

先の3月定例議会において、例年になく大雪により生じた除排雪費用の不足見込分につきまして追加計上させていただいたところではありますが、3月に猛威をふるった暴風雪をはじめとして、その後も例年を上回る降雪が続き、さらなる不足額が生じることとなったため、補正予算第7号において、その所要額を追加計上したものでございます。

補正予算の内容ですが、歳出予算は、8款土木費2項2目道路新設改良維持費の町道管理業務委託料に、歳入予算は、9款地方交付税にそれぞれ1千601万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億2千781万円としたところでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### ◎議案第39号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第39号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

報告を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第39号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたこと及び地方税法の一部を改正する法律が同じく4月1日から施行されたことから、本町におきましても政令等に準じ所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容でございますが、国民健康保険法施行令関係は、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険料について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後5年目を超えて8年目までの間においても、世帯別平等割額の4分の1を軽減する激変緩和の特例措置を延長して講ずるものでございます。また、地方税法関係につきましては、国税の見直しに合わせ延滞金及び還付加算金の割合を引き下げる特例措置を、さらに引き下げる措置を講ずるものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

1ページ、第17条は一般被保険者に係る基礎賦課額、2ページ上段、第17条の5の2は退職被保険者等に係る基礎賦課額、同じく下段、第17条の6の6は一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額、3ページ中段、第17条の6の11は退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額に係る世帯別平等割額の特例措置についてそれぞれ規定するものであり、4ページは改正附則において講じている延滞金及び還付加算金の割合等の特例措置について、その割合をさらに引き下げる措置を規定するものでございます。

最後に5ページの附則でございますが、第1項の施行期日は、改正条例の適用日を世帯別平等割額にかかる特例措置は平成25年4月1日、延滞金及び還付加算金に係る特例措置については平成26年1月1日からとし、第2項の適用区分は改正条例の規定は平成25年度保険料から適用することとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）今、説明のありました軽減特例措置の延長にかかる改正であります、この対象となる本町で影響のある世帯は何世帯あるのか伺います。

なお、モデル的に、仮に夫75歳、妻69歳とした場合の保険料の24年度までの従前の保険料、そして、この改正後の保険料を試算した場合、いくら減額になるか教えていただきたいと思ます。

今わからなければ、後ほど文書で結構ですのでお知らせ願いたいと思ます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）お答えいたします。

影響額の試算でございますが、対象世帯といたしましては、これはあくまで5月20日現在というところでご了承いただきたいと思ますが、本町におきましては26世帯でございます。

軽減影響額につきましては、32万7千円程ということで試算をさせていただいております。

次に、ご質問のありました具体的な年齢構成における保険料の試算については、今待ち合わせておりませんので、後ほどで良ければご提出をさせていただきたいと思ますが、平成24年度の保険料の考え方でいきますと、世帯別平等割額、これはあくまでも基礎分、医療分と後期高齢者支援金になります。介護分は除きますが、この世帯別平等割額につきましては、3万1千100円ということでございます。ですから、制度開始から移行後5年間については2分の1軽減をするというのが従来の考え方でございますが、この軽減額については1万5千550円ということになります。それが5年目を超えてということでもありますので、今回の軽減措置については激変緩和ということでございますので、6年目から8年目まで3年間になります、その軽減については、従来2分の1であったものを4分の1まで軽減をすると、4分の1に激変緩和の措置を加えながら軽減をしていくということでございます。ですので、24年度保険料でいけば、世帯別平等割額一般世帯では3万1千100円の4分の1、7千775円の軽減があって2万3千325円になるというものでございます。ですから、従来の軽減措置と今回の更なる激変緩和の軽減措置の差については、概ね8千円程度ということでご理解いただきたいと思ます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）この軽減特例措置については、保険料の総額に組み込まれて今まで5年間やってきたかと思ますが、それであれば、従前どおり2分の1の軽減率、そういう考えで影響を受ける本町では26世帯にあたりますが、軽減率を変えず影響を受ける世帯の負担増は避けるべきものと考えます。従って、この軽減税率縮減の条例案は負担増となり、反対いたします。

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第39号、採決いたします。

採決は起立によります。

議案第39号、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂田秀昭君）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第40号、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）ただいま上程されました議案第40号、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

お手元の議案書15ページをご覧ください。

この度の条例改正につきましては、小清水町屋外体育レクリエーション施設のうち、小清水野球場とサッカーコートの使用時間を変更するものであります。

これは、本年度サッカーコートに夜間照明を設置することに伴い、使用時間を延長しようとするものです。また、小清水野球場とサッカーコートの半日利用の際の使用時間の見直しも合わせて行うものです。

お手元に配付しております小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

はじめに、別表第5条関係の下のサッカーコートの表からご説明いたします。

5サッカーコートの表、使用料金、全日の欄、現行午前6時から午後7時までを、改正後午前6時から午後9時までに2時間延長するものです。また、同じく半日の欄の下段、現行午後1時から午後7時までを、改正後午後1時から午後9時までに2時間延長するものです。

次に、2小清水野球場の表並びに5サッカーコートの表の使用料金、半日のそれぞれの欄の上段でございますが、現行午前6時から午後12時までを、改正後午前6時から午後1時までに、1時間延長するものでございます。

附則といたしまして、施行月日を平成25年6月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）1点お尋ねしたいのですが、時間の変更の中で午後12時から午後1時に変更になっていますが、この変更の理由をお尋ねしたいのですけれども。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）サッカーコート、野球場それぞれ、サッカーコートにつきましては平成12年から、野球場につきましては平成16年からということで行ってきておりました。当初の部分では、このような形で支障なく運営が進められてきたのですけれども、近年の利用状況などを勘案した時に、その1時間の空白の時間が色々使っていく中で支障が出てくるということが考えられますし、そのような話もされていますので、今回合わせて改正することといたしました。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。



議案第40号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、議案第41号、平成25年度小清水町一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木祐之君) ただ今上程されました議案第41号、平成25年度小清水町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

議案の17ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ972万1千円を追加し、予算の総額を41億9千772万1千円とするものでございます。

議案22ページ並びに主要施策調をご覧ください。

まず歳出予算は、4款衛生費1項5目環境衛生費で、一般廃棄物最終処分場の中間処理施設である自走式破砕機の経年劣化によるラジエター破損の修繕費116万7千円を追加、8款土木費2項2目道路新設改良維持費で、4月7日の大雨と融雪により被害が発生した町道9路線の災害復旧工事費855万4千円を追加計上し、歳入予算では、その財源調整としまして同額を18款繰越金に追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、議案第42号、用水管理施設更新工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長(服部隆文君) ただ今上程されました議案第42号、用水管理施設更新工事にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事にかかる入札につきましては、平成25年5月22日、地方自治法施行令第167条第

1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表の番号1のとおり、2回目の入札で、山本・富樫特定建設工事共同企業体が1億7千350万円、消費税込金額1億8千217万5千円をもって落札したものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）入札の関係は問題ないのですけれども、お聞きしたいのですが、用水管理の施設更新ということですが、どこでしょうか。教えて欲しいのですが。

それが1点と、畑かんに関わる小清水地区の関係だと思っておりますが、この工事によっての予算の持ち方は、本町だけでは当然ないわけですから、斜里、清里、網走ですか、そういうところからもそれぞれ受けがあると思っておりますけれども、その辺も教えていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

権藤産業課長。

○産業課長（権藤結君）この工事にかかる分は、畑かんの緑ダムにかかる分でございます。

この用水管理施設更新工事に関しては、清泉・札弦頭首工、それと上徳・清泉・小清水・共和分水工の観測装置、データ転送装置、放流警報装置などの危機の更新となります。

工事に関しては、国の管理省力化施設整備事業、この補助事業を活用して行うこととしています。国の補助率の基本は50パーセントで、補助残については1市4町で、畑かんの斜網地域維持管理協議会の負担割合に応じて負担していただくこととしています。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案の通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって、平成25年第3回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前9時55分）